



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）  
1 2 月 2 1 日  
第 4 5 1 1 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則（食のブランド推進課）	1
○ 告 示	
保安林予定森林の通知（森林保全課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	2
○ 公 告	
平成29年度の滋賀県における本人確認情報の利用および提供の状況公告（市町振興課）	2
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	4
落札者決定の公告（警察本部会計課）	5
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程の一部改正	5

## 規 則

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第60号

### 滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則（平成15年滋賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認めた場合は、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第7条第3項第4号を削る。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認めた場合は、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第8条第2項第1号を次のように改める。

(i) 化学合成農薬または化学肥料の使用量の変更であって、変更後のこれらの使用量がそれぞれ条例第14条第2項第1号アに掲げる要件を満たすこととなるもの

第8条第2項第3号中「追加」を「変更であって、別に知事が定める要件を満たすこととなるもの」に改める。

別表第2中「1月31日」を「3月31日」に、「5月1日」を「1月4日」に、「9月1日」を「1月4日」に改める。

「住所（〒 — ）

別記様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「住所」を に改める。

連絡先（TEL・FAX）」

別記様式第7号中「とする。」の次に「ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。」を加える。

### 付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則別記様式第4号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第536号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年12月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 米原市吉槻字長谷1877・1877-2・1877-3・1877-7・1877-12から1877-22まで・1877-109から1877-111まで・1877-114・1877-115・1877-117・1877-124から1877-127まで・1877-129から1877-131まで・1877-134・1877-135(以上30筆について次の図に示す部分に限る。)、1877-80、1877-101から1877-108まで、1877-139、字井ノ口1959-150から1959-176まで、1959-181から1959-402まで、字カン谷2108-42から2108-46まで
- 2 指定の目的 水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第537号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年12月21日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
びわこみみの里	守山市水保町165-1	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	草津市大路二丁目11番33号	就労定着支援	平成30.12.1	2510700160

公 告

平成29年度の滋賀県における本人確認情報の利用および提供の状況公告

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)第6条の規定に基づき、本人確認情報の利用および提供の状況を次のとおり公表する。

平成30年12月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 平成29年度本人確認情報利用件数一覧(総括)

利用区分	実施機関	件数
住民基本台帳法別表第5に掲げる事務	滋賀県知事	273,040
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる事務	滋賀県知事	529
合	計	273,569

2 平成29年度本人確認情報利用件数一覧(事務区分別)

利用区分	項番	事 務 区 分	件 数
住民基本台帳法別表第 5 に掲げる事務	1	特定非営利活動促進法による同法第10条第 1 項の認証、同法第23条第 2 項の届出または同法第34条第 3 項の認証に関する事務	298
	2	恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する事務	229
	3	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務	45,407
	4	旅券法による同法第 3 条第 1 項の発給、同法第 9 条第 1 項の渡航先の追加、同法第12条第 1 項の査証欄の増補または同法第17条第 1 項の届出に関する事務	47,841
	5	難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第 5 条第 1 項の特定医療費の支給に関する事務	10,701
	6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第 2 条第 3 項の被爆者健康手帳の交付、同法第 7 条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業もしくは同法第39条の養護事業の実施または同法第24条第 1 項の医療特別手当、同法第25条第 1 項の特別手当、同法第26条第 1 項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第 1 項の健康管理手当、同法第28条第 1 項の保健手当、同法第31条の介護手当もしくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務	1
	7	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施または技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第46条第 2 項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務	2
	8	児童福祉法による同法第 6 条の 4 第 1 号の養育里親もしくは同条第 2 号の養子縁組里親の登録もしくは同条第 3 号の里親の認定、同法第19条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第 1 項の療育の給付、同法第24条の 2 第 1 項の障害児入所給付費、同法第24条の 6 第 1 項の高額障害児入所給付費、同法第24条の 7 第 1 項の特定入所障害児食費等給付費もしくは同法第24条の20第 1 項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の 6 第 1 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施または同法第56条第 1 項の負担能力の認定もしくは同条第 2 項の費用の徴収に関する事務	1,707
	9	児童扶養手当法による同法第 4 条第 1 項の児童扶養手当の支給に関する事務	4,554
	10	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第13条第 1 項、第31条の 6 第 1 項もしくは第32条第 1 項もしくは附則第 3 条第 1 項もしくは第 6 条第 1 項の資金の貸付け、同法第17条第 1 項、第31条の 7 第 1 項もしくは第33条第 1 項の便宜の供与または同法第31条（同法第31条の10において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務	1,996
	11	生活保護法による同法第19条第 1 項の保護の決定および実施、同法第55条の 4 第 1 項の就労自立給付金の支給もしくは同法第55条の 5 第 1 項の進学準備給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還または同法第77条第 1 項、第78条第 1 項から第 3 項までもしくは第78条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の徴収金の徴収に関する事務	1,252
	12	身体障害者福祉法による同法第15条第 4 項の身体障害者手帳の交付に関する事務	79,958
	13	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第27条第 1 項もしくは第 2 項の診察、同法第29条第 1 項もしくは第29条の 2 第 1 項の入院措置、同法第31条の費用の徴収、同法第38条の 4 の退院等の請求または同法第45条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	21,842

	務		
14	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当もしくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給または国民年金法等の一部を改正する法律による同法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	618	
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第6条の自立支援給付の支給または同法第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務	55,831	
16	家畜商法による同法第3条第1項の免許または同法第5条の登録に関する事務	1	
17	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新または同法第31条第1項の届出に関する事務	8	
18	電気工事士法による同法第4条第2項の交付または同条第7項の書換えに関する事務	794	
滋賀県住民基本台帳施行条例別表第1に掲げる事務	19	採石法による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務	6
	20	砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務	12
	21	介護保険法による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務	160
	22	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務	282
	23	滋賀県職員退職料および扶助料支給条例による年金である給付の支給に関する事務	8
	24	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務	61
合 計		273,569	

## 3 平成29年度本人確認情報提供件数一覧(総括)

提供区分	提供先	件数
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	2
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	752
情報提供業務以外の提供(市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき。)	市町長等	571
合 計		1,325

## 4 平成29年度本人確認情報提供件数一覧(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	件数
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	1	学校保健安全法による同法第24条の医療に要する費用についての援助に関する事務	2
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	2	地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務	9
	3	道路交通法による同法第74条の3第5項の届出に関する事務	743
情報提供業務以外の提供	4	市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき。	571
合 計			1,325

守山市が平成30年12月20日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年12月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 借入物品名および数量 交通違反統計管理システム(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
- 3 落札者を決定した日 平成30年11月12日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 日通商事株式会社大阪支店 大阪府大阪市北区梅田三丁目2番103号
- 5 落札金額 59,609,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年10月2日(火)

### 病院事業庁規程

#### 滋賀県病院事業庁規程第9号

滋賀県病院事業庁職員の服務等に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第12号)の一部を次のように改正する。

平成30年12月21日

滋賀県病院事業庁長 宮川 正和

別表総合病院の部病棟に勤務する看護師、介護職員の款遅出Cの項および同部外来に勤務する看護師の款遅出Cの項中「11時30分」を「12時30分」に、「20時15分」を「21時15分」に改め、同部管理栄養士の款を削り、同表小児保健医療センターの部病棟に勤務する看護師の款遅出の項中「遅出」を「遅出1」に改め、同部に次のように加える。

		遅出2	12時30分	21時15分	60分
--	--	-----	--------	--------	-----

別表に次のように加える。

		半日勤	8時30分	12時15分	0分
--	--	-----	-------	--------	----

付 則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。

